

～医療費でお困りの方へ～

無料低額診療事業のご案内



大泉生協病院・大泉生協病院歯科 無料低額診療事業

○医療費が無料もしくは低額になります。

経済的理由によりなかなか医療にかかることができない方々に、安心して治療を受けていただくため、無料または低額な料金で診療を行う事業です。

○どんな人が利用できるの？

この制度を利用することができるのは、当院で治療を受けられる方で、経済的な理由で診療費の支払いが困難な方です。ひと月の収入が一定基準内の方が対象となります。

基準は、年齢や世帯人数によって変わりますので、まずはお気軽にご相談ください。

○無料・低額になる診療費は？

大泉生協病院と大泉生協病院歯科での診療費に限ります。

(一部適用されない診療費もあります)

○申請に必要なものは？

基準を満たしているかどうかを判断するため、給与明細書や年金証書など、経済状態の分かる資料のご呈示をお願いすることがございます。

○利用するには？

この制度の利用を希望する時は職員にお申し出ください。担当の職員と面談をしていただき、基準内であればその日からご利用できます。お電話のお問い合わせもお受けしております。

<無料低額診療・相談申し込み用紙>

氏名：	生年月日：T S H 年 月 日
住所：	電話番号：
世帯の人数：大人 名 子ども 名	利用希望： 入院 ・ 外来 ・ 在宅
備考	

大泉生協病院・大泉生協病院歯科

練馬区東大泉 6-3-3 TEL5387-3111 FAX5387-5511

